

公益社団法人 石川県浄化槽協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人石川県浄化槽協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、浄化槽の水質検査に関する事業及び浄化槽の構造、販売、施工、維持管理、清掃を適正に行うための調査、研究、知識技術の普及を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条及び第11条に規定する浄化槽の水質検査に関する事業
- (2) 浄化槽の構造、施工、維持管理及び清掃の適正化を図るための事業
- (3) 浄化槽の機能保証制度の推進
- (4) 浄化槽に関する各種講習会、研修会の開催及び浄化槽に関する知識の普及・啓発を図るための事業
- (5) 浄化槽設備士及び浄化槽管理士の指導育成のための事業
- (6) 浄化槽整備事業の円滑な推進を図るための事業
- (7) 浄化槽に関する調査研究、相談及び助言
- (8) 浄化槽に関する情報の収集及び提供
- (9) 水質汚濁等に係る試験検査に関する事業
- (10) 水環境保全活動への支援事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、石川県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した浄化槽の製造、施工、維持管理又は清掃

のいずれかを行う個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業に密接な関係があり、本会の目的達成に賛助協力するために入会した個人又は団体

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総会員の4分の3以上の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 基本財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。
- 3 第1項の会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。
- 4 会員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第39条第3項の承諾をした者である場合には、この法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
- 5 この法人は、社員総会の日から3箇月間、代理権を証明する書面及び第3項の電磁的方法により提供された事項が記載された電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 6 会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - (1) 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前項の電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(書面による議決権の行使)

第20条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。
- 3 この法人は、社員総会の日から3箇月間、第1項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4 会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、第1項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(電磁的方法による議決権の行使)

第21条 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提供して行う。

- 2 会員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第39条第3項の承諾をした者である場合には、この法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
- 3 第1項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。
- 4 この法人は、社員総会の日から3箇月間、第1項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 正会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める社員総会運営規則による。

第5章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は、会長を補佐し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参事)

第 31 条 この法人に、任意の機関として、顧問及び参事を置くことができる。

2 顧問は学識経験者などとし、参事は石川県浄化槽関係事務を所管する組織の長を充てるものとする

顧問及び参事は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 協会の各種会議から諮問された事項について参考意見を述べること。

(3) 会長は顧問及び参事を協会の各種会議に招集することができる。

4 顧問及び参事の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 顧問及び参事の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 39 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める理事会運営規則による。

第 7 章 委員会及び部会

(委員会)

第 40 条 この法人の事業を推進するために、必要な委員会を置くことができる。

2 委員会は理事で構成する。

3 委員会は次に掲げる事項を行う。

- (1) 理事会の審議事項の検討等の準備に関すること。
- (2) 理事会の決議を要しない事項の運用に関すること。
- 4 委員会の委員は、理事会で選任及び解任する。
- 5 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める委員会運営規則による。

(部会)

第 41 条 この法人の事業を推進するために、必要な部会を置くことができる。

- 2 部会は会員で構成する。
- 3 部会は次に掲げる事項を行う。
 - (1) 本協会の業務執行に関すること。
- 4 部会長及び副部会長は、理事会で選任及び解任する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める部会運営規則による。

第 8 章 資産及び会計

(基本財産)

第 42 条 別表の財産は、公益目的事業の用に供するために保有する財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第49条の規定はこれを変更することができない。

（解散）

第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第 51 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 53 条 事務局には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（社員総会及び理事会）の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び収支計算書
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の書類の閲覧等については、法令の定めによるほか、第 54 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 12 章 補則

(情報公開)

第 54 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 55 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て定める個人情報保護管理規程等による。

(委任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は山崎正一とする。

3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 山崎 正一

理事 浦部 隆博

理事 大西 孝

理事 今本 由雄

理事 佐々木 隆輔

理事 綿 優

理事 北川 雅一朗

理事 津田 義人

理事 上村 眞吾

理事 河崎 祐彦

理事 高 幸久

理事 中田 伊知郎

理事 西村 文男

理事 吉田 謙悟

理事 石黒 徹

理事 石松 龍司

理事 川原 陽一

理事 松田 悟

監事 五十嵐 優

監事 中谷 隆泰

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

5

別表 基本財産（第 42 条関係）

財産種別	場所・物量等
—	—

附則 この定款は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。（第 31 条関係）